

編集後記

——法学教育と法諺の活用——

今夏の猛暑にもかかわらず、研究ノート3篇、判例研究1篇、研究報告1篇の計5篇の投稿がありました。交代後の編集委員として嬉しい限りです。

昨今、様々な事情により、研究時間の確保が難しくなっています。研究時間の創出・確保が学者・研究者の当面の「研究課題」ということになりかねませんが、ここは知恵を結集しつつ皆で乗り切りたいものです。

ところで、人々の間で古くから言い習わされてきた諺は、端的な短い言葉によって教訓や諷刺を表現しますが、まさしく一つの民ないし民衆の知恵といえるでしょう。穂積陳重『法窓夜話』（岩波文庫）の100話の個所で西洋の「法諺」が紹介されています。「なるほど、深遠なる真理だ」と思わず膝を打ってしまいたくなるものが随分あります。

例えば——同書では英文も併記——【法律一般について】正直者に法なし（ドイツ）、君が君なら法も法、法が法なら民も民（ポルトガル）、法は悪人のために作られたものなり（イタリア）、【裁判について】自己の訴訟に良い裁判官となれる者はいない（イギリス）、正義の秤は財布の乗った方へ傾きやすい（デンマーク）、【訴訟について】占有には九分の勝味あり（イギリス）、訴訟に依って富める者なし（ドイツ）、【刑法および裁判について】一人の冤罪者あらんよりは十人の逃罪者あらしめよ（イギリス）、犬に吠えられる者は必ず泥棒と極ってはおらぬ（ドイツ）、盗む者は隠すことができる（イギリス）……等々。

民法を担当している私が唸ってしまったのは、「占有には九分の勝味あり」（Possession is nine point of the law）なる言葉です。わが民法における占有物について行使する権利の適法の推定規定（民法188条）、取得時効の成立を容易にする規定——占有の態様等に関する推定（民法186条）や占有の承継（民法187条）——のほかにも占有訴権に関する規定（197条～202条）などが一気に浮かんできて、授業でも間違いなく使えそうです。法学教育ないし法曹養成教育にとって、法諺も大いに役に立つかも知れません。

紀要・研究委員会研究・紀要チーム（文責：後藤泰一）